

和歌山市市産品（建設資材）の活用について

和歌山市産業振興基本条例及び和歌山市産業振興ビジョンに基づき、「和歌山市市産品登録制度」を創設し、平成29年1月より公表されています。

和歌山市発注の建設工事においては、平成29年4月1日以降の公告の工事で、特記仕様書に「和歌山市市産品登録制度の和歌山市市産品（建設資材）で確保できる材料は、それを優先使用に努めるものとする。」を明記し、和歌山市市産品（建設資材）を使用した場合は工事成績評定で加点するなど、市産品（建設資材）の活用促進に努めているところです。

令和8年4月1日以降に契約する工事については、更なる活用及び地域全体の経済循環を促進するため、市産品（建設資材）を使用した場合に加え、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱に基づきけんさんびん登録台帳に登録された建設資材（以下、「県産品」という。）を使用した場合についても工事成績評定で加点することとします。監督員は、工事材料承諾願及び工事完了時の提出書類において、受注者から市産品及び県産品使用の報告を受け、内容を確認の上、工事成績評定に反映してください。

確認方法

工事材料承諾願で市産品・県産品使用の報告を受け、和歌山市市産品定義（製造会社、工場等）、品質、規格、使用数量（設計数量分）の使用等を添付書類にて確認してください。

- ・ 定 義 市産品・・・和歌山市市産品登録制度のHP（和歌山市HP）の写しと出荷証明・納品書で、会社・工場を確認。
県産品・・・和歌山県けんさんびん登録通知書の写しと出荷証明・納品書で、会社・工場を確認。
- ・ 品 質 工事材料承諾願と同等の内容
- ・ 規 格 工事材料承諾願と同等の内容
- ・ 使用数量 設計数量の全数を使用することで、加点の対象とします。

工事成績評定の加点

加点された点数は、監督員の評定配分（40％）に換算し、全体評定に反映されます。

【市産品及び県産品の活用】

- ・ 市産品（建設資材）1品目使用毎に1点の加点とします。
- ・ 県産品（建設資材）1品目使用毎に0.5点の加点とします。

※市産品及び県産品の活用は最大5点加点とします。

※『1品目の考え方』については、裏面をご確認ください。

【材料調達】

- ・ 市内業者からの材料調達率80％以上で2.5点加点とします。

1 品目の考え方

●同品種については、サイズ・規格等が違っても、設計数量全てを使用することで1品目とする。

品種については、和歌山市市産品登録制度実施要綱の別表第3建設資材製造事業者用の分類表の主な資材例を基本としてください。

- ・生コンクリート（24-8-40、21-8-25、18-8-40 BB、N、H）
- ・アスファルト（密粒、粗粒、安定処理・・・）
- ・砕石（再生砕石、粒調砕石、切込砕石、栗石・・・）
- ・門型側溝（300×300、400×400・・・）蓋がセットの場合は同一とする。
- ・U字溝（300×300、400×400・・・）蓋がセットの場合は同一とする。
- ・柵（300×300、400×400・・・）蓋がセットの場合は同一とする。
- ・縁石（地先境界ブロック、歩車道A、歩車道B、切下げ・・・）
- ・電線管（φ20、φ25、φ40・・・）

●登録業者2社から同種の材料を使用した場合は2品目使用とする。

門型側溝 300×300・・・A社 門型側溝 400×400・・・B社

柵・・・A社 柵の蓋・・・B社

砕石（再生砕石）・・・A社 砕石（粒調砕石）・・・B社

電線管 φ20・・・A社 φ40・・・B社

（A社・B社とも和歌山市産品登録業者）

●市産品・県産品両方に登録されている資材については、『市産品』でカウントする。

市産品、県産品それぞれの登録台帳を確認してください。

県産品は、同品種でもサイズや規格等の違い毎に品目登録している場合がありますが、サイズや規格等の違いによらず、同品種使用の場合は1品目でカウントします。

※市産品及び県産品の登録状況は、下記のURLから確認できます。

和歌山市産品 HP

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1012547/index.html>

和歌山けんさんぴん（建設資材）HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>